

自主的避難等対象区域（鏡石町）から自主的避難をした申立人らについて、平成27年3月までの避難費用（避難先住居の地代、一時帰宅費用）及び避難雑費等が損害として認められた事例。

1958

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、申立人X2、及び申立人X3（以下、同人らをまとめて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

1 損害項目

(1) 平成23年分

- ア 精神的損害
- イ 生活費増加費用および移動費用

(2) 平成24年分ないし平成27年分

- ア 避難費用（地代）
- イ 避難費用（一時帰宅費用）
- ウ 避難雑費

2 期間

(1) 第1項1（1）について

自 平成23年3月11日
至 平成23年12月末日

(2) 第1項1（2）について

自 平成24年1月1日
至 平成27年3月末日

第2 和解の金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金405万6685円の支払義務があることを認める。

(内訳)

(1) 平成23年分

ア 精神的損害	440,000円
イ 生活費増加費用及び移動費用	840,000円

(2) 平成24年ないし平成27年分

ア 避難費用（地代）	174,285円
イ 避難費用（一時帰宅費用）	262,400円

ウ 避難雑費

2, 340, 000円

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が、申立人らに対し、第2記載の金員のうち、中間指針追補に基づく精神的損害並びに同指針および自主的避難者としての生活費増加費用および移動費用として、合計1, 280, 000円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1及び第2記載の損害項目(同記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印のうえ、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年4月5日

(仲介委員 近藤 健太)